

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会名称 鵜沼第1自治会連合会・各務自治会連合会
八木山自治会連合会
- 2 日 時 令和4年9月14日（水）19時00分～20時30分
- 3 場 所 鵜沼福祉センター
- 4 出席者 連合会長及び自治会長 28名
市長・高齢福祉課長・公共交通政策室長
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことば
⑥ 市長まとめのことば
- 6 提 言 ① 各務・須衛地区の高齢者対策について
② 高齢者移動支援バス「ささえあい八木山バス」の市助成
制度の創設について
③ 公園の禁煙化について

提言① 各務・須衛地区の高齢者対策について

<須衛第2自治会長>

高齢化により、1人暮らしで周りに話し相手のいない人が増えています。

このような方々のために、個人が集まり、心を癒し、なごめる場を作るため、増えている空き家を利用して、有志によって心のケアサービスを行う場所を作ったらどうでしょうか。

また、須衛地区にはスーパー、コンビニ等が無いため、車等で食品を買いに行くことができない人は困ってしまいます。

このような方々の暮らしを救うため、移動販売車の促進を図ってはどうか。

<市長>

独り暮らしの高齢者が増加する中で、元気にお過ごしいただくために心のケアはとても重要であると考えています。心のケアを継続するためには集まれる場所の提供だけでなく、仕組みづくりが大切だと考えています。

現在、住民の方の集いの場として、ボランティアハウスがあります。ボランティアハウスとは、地域住民が、近くの公民館などを拠点として、閉じこもりにならないように楽しく交流する場所で、お互いが役割をもち、生きがいを見つける場にもなっています。

市内には現在97か所のボランティアハウスがあります。須衛地区にも1か所ありますので、積極的にご参加いただきたいと思います。また、現在、八木山地区や緑苑地区においては、地域の皆様に空き家を利用してボランティアハウスの活動を行っています。須衛地区においても、同様の取り組みを始められるということであれば、立ち上げの際に支援をさせていただきます。

さらに、お仲間を集めていただき、新たにボランティアハウスを開設することも

できます。また、活動にあたり助成を受けることもできます。ボランティアハウスの開設や助成の内容など詳細につきましては、社会福祉協議会にご相談いただきますようお願いいたします。

市では市民、自治会、NPO、民間企業など既存の組織の活動と地域の支援ニーズとのマッチングなどの業務を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域における日常生活のささえ合い活動を推進しております。

活動の一つとして、地域の皆さんが気軽におしゃべりをしながら情報交換や新たなつながりを作る場として「わがまち茶話会」を定期的で開催しております。

「わがまち茶話会」は、地域の助けあい・支えあいの力を引き出していくための場で、市内 11 か所で定期的で開催されています。健康づくりや仲間づくりなど「地域」をテーマに自由におしゃべりを楽しむ中で、疑問に思っていたことの答えが見つかることや、同じ思いを持つ方と新たなつながりをつくることもできます。

ご提案の移動販売につきましても、その中で地域の方々の総意として実現につながった川島地区の事例がございます。川島地区では、民生委員の方々が中心となり、地域の高齢者の見守りも兼ねて活動をされています。

しかしながら、移動販売の導入については、販売ニーズの調査や移動販売が可能な事業者の選定などの課題もあるため、導入までには時間がかかると思われます。

現在、須衛地区においては、市の「住民主体の地域の高齢者等移動支援事業補助金」制度を利用して「須衛楽ちん愛のりタクシー」を運行されています。

「須衛楽ちん愛のりタクシー」では、東海中央病院やヤマワ、タチヤ等の予め自治会で設定した場所へ片道 300 円で行くことができ、令和 3 年度には、のべ 352 人の方に通院や買い物の足にご利用いただいております。

さらに、令和 4 年 10 月からは、「チョイソコかかみがはら」もエリアを拡大し、移動支援の取り組みが強化されます。まずは、これらのサービスについても、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

提言② 高齢者移動支援バス「ささえあい八木山バス」の市助成制度の創設について

<八木山自治会連合会長>

八木山地区は 1970 年代に建設され、多くの子育て世代が入居しました。以来、第 1 世代は高齢化が進み、子供たちは結婚や就職などを機会に地元を離れていく人が多く、他地域に比べると高齢化率は市内で最も高い地域となっています。独居世帯・高齢者夫婦世帯の増加も著しいものがあります。

八木山地区は八木山三山の裾野を造成して出来た団地で、ふれあいバスの停留所があるメイン道路まで高低差 30m から 40m、延長 400m から 500m の急峻な坂道が続き、重い荷物を持つての上り下りは厳しく、日常の買い物に不便を感じている高齢者が多くいます。高齢者の外出機会の減少は、閉じこもりがちになり、運動不足から生活機能の低下を招く可能性があります。

八木山社協では、終の棲家として、「安心して棲めるまちづくり」、「つながり・ささえあう」を理念として、ゴミ出し、草刈り、修繕、移送など、様々なささえあい活動を通じて高齢者の支援を行っています。中でも、買い物支援、病院付き添い等は外出の機会を増やす重要な活動であります。

八木山社協では、こうした高齢者の買い物支援(付き添い)のため、「ささえあい八木山バス」の運行を本年 4 月から開始しました。この「ささえあい八木山バス」は毎週水曜日に、松が丘コース、つつじが丘コースの 2 便で、団地内の全児童公園を停留所として、帰りは自宅まで送ることで買い物弱者の支えとなっています。最近では利用者の増加に伴い増便が求められると共に、閉じこもりがちな方を近郊の公園にお連れし「桜の花見」、「紅葉狩り」等にも利用されています。

「ささえあい八木山バス」の活動を継続していくためには、年間に 80 万円から 100 万円の経費が必要と試算しております。

現状の資金集めは、非常に多くのボランティアによるささえあい活動の謝礼金、

アルミ缶回収による収益金、一部の篤志家による寄付、自治会の支援等に寄っていますが、資金不足に陥るのは明らかな状況にあります。

数年後には3人に1人が75歳を超える当地区では、買い物や通院等、高齢者の移動支援は不可欠な課題であります。こうした課題は、八木山地区のみの課題ではなく、全市的な課題でもあると思います。

したがって、経費の1/2でも市の助成制度の創設を提言します。

<市長>

八木山小校区においては、高齢化が進んでおり、現在の高齢化率が44.43%と市内でも1番高い地域となっております。

その中で、八木山小学校区のように、地域のニーズに合わせて、地域でのささえあい活動を独自に進めていることは、理想とすべきコミュニティの形であると考えます。

ささえあいの家におかれましては、日頃よりフレイルチェックをはじめ、地域の高齢者の憩いの場として活動していただき、感謝しております。ささえあい八木山バスにおいても、地域の高齢者の外出機会を増やすため、ご尽力いただいていることと思います。

しかしながら、移動支援について、地域での運営を継続していくためには、運営資金や運転手の後継者の確保、個々で異なるニーズへの対応などを検討していく必要があります。また、運転に関しては、万が一の事故等について、地域で対処しなければならないというご負担もあるかと存じます。

そのような中、八木山地区においては、本年10月よりデマンド型交通の「チョイソコかかみがはら」の運行を団地群で初めて開始します。「チョイソコかかみがはら」は、予約があった場合のみ運行し、決められた停留所から停留所間を運行するサービスです。

運行時間内であればいつでも配車できる仕組みを導入し、停留所も自治会ごと

に設定することで、自宅から停留所までの距離が短くなるなど、利便性の向上が図られております。

なお、「須衛楽ちん愛のりタクシー」や「チョイソコかかみがはら」につきましても、利用者への料金負担をお願いしています。無料の方が住民の方々には喜ばれるかもしれませんが、事業を継続していく上では、利用者にも応分の負担をしていただくこともやむを得ないと考えております。

また、これらの事業については、タクシー事業者などの交通事業者と契約するため、運転手の確保や万が一の事故に関しても、不安なく、安心してご利用いただくことができます。

八木山地区における「地域の方々が主体となった高齢者の移動支援」については、大変素晴らしい取り組みであると思います。

これらの「地域の方々が主体となった高齢者の移動支援」への取組みについては、近年、国土交通省も、道路運送法の取り扱いを柔軟にしてきたところではあります。

しかし、一方で、「利用者から移動の対価を受け取れない」、「運転手はボランティアである必要があり、報酬を受け取れない」などの課題は依然として残り、道路運送法上、十分に持続可能な仕組みとなっていない現状にあります。

「運転手への報酬といった運転する行為への人件費について補助を受ける場合は、道路運送法上の許可または登録が必要になる」など、市町村からの直接的な補助にも限界があります。

また、万が一、事故があった場合の対応などについては、訴訟対応等も含め、万全の体制で臨む必要があります。

よって、まずは10月より運行される「チョイソコかかみがはら」を十分に利活用いただくと共に、皆様方が主体となった移動手段については、道路運送法の解釈や安全対策も踏まえ、どのような形で市としてお手伝いできるのかを、さらに検証して参りたいと考えております。

提言③ 公園の禁煙化について

<古市場区長>

古市場町には、城見公園と大安寺川河畔広場があり、近隣の住民が安心・安全を前提として利用できることを願っています。

ところが、今年の5月に市への要望を募ったところ、公園周辺の住民から、公園内にたばこの吸い殻や燃料が入った使い切りのライターが捨てられていることがあるため、環境美化および火災防止の観点からぜひ禁煙にしてほしいという要望が出されました。

市民の健康を守る上で、子どもからお年寄り、また、ベビーカーに乗った赤ちゃんや妊婦の方が利用し、憩いの場・ふれあいの場となる公園を、受動喫煙防止のため禁煙化することは非常に重要なことだと考えます。

受動喫煙防止、環境美化、火災予防のため、市内の都市公園・指定公園を禁煙化するために必要な市の条例を制定し、ガイドラインを作成していただくようお願いいたします。

<市長>

令和2年4月1日に施行された改正健康増進法において、公園は「第二種施設」に分類されており、トイレ、管理棟などの屋内施設について全面禁煙と定められております。

また、健康増進法では、喫煙をする際の配慮義務に関する事項として、「喫煙する者は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」ことが定められております。

最近では、大都市を中心として、ご提案のように公共空間の喫煙を自治体独自で規制する、いわゆる「受動喫煙防止条例」を制定する自治体が増えつつあり、その中で公園内の禁煙を条例化している自治体もございます。

本市としましては、公園の自由利用の原則のもと、禁止行為は最小限にとどめ、たばこを吸う人は吸わない人にきちんと配慮し、譲り合ってどなたも自由に、気持ちよく公園を利用できることが、公園のあるべき姿と考えています。ただ、一部のマナーを欠いた喫煙や吸い殻の放置が未だにあることも、事実でございますので、何らかの対策を講じなければならないと考えております。条例化も含め、マナー向上に向けた取り組みについて、今後の課題とさせていただきます。

現在、市では市民公園などの主要な公園において、受動喫煙防止の啓発看板を設置するとともに、職員の巡回時に、公園内で子どもたちが遊んでいる近くで喫煙を見かけた場合は、注意を行うなどの声掛けを行っております。

また、「タバコの吸い殻のポイ捨て」につきましては、本市の「美しいまちづくり条例」の中で、市内全域においてポイ捨てを禁止しており、公園では同様に啓発看板を設置するとともに、市民の皆様にも、日頃より地域環境の美化にご協力いただいております。

今後も望まない受動喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、市では引き続き、主要な公園での巡視やウェブサイトなどによるマナー啓発、そしてお近くの公園においては、状況に応じ啓発看板の追加設置などを行ってまいります。自治会におかれましても、マナーを欠いた喫煙や吸い殻のポイ捨てが行われる場所を示して、マナー啓発の回覧などを行われるのも効果があると思います。

今後も引き続き、自治会と市で連携を図りながら粘り強く地域の方へのマナー啓発に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。